

東大阪市中小企業振興条例（逐条解説）

（前文）

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鑄物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

【解説】

条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文章が「前文」と呼ばれるものになります。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接的な効果はありませんが、条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示すものとなります。

ここでは、東大阪市が経済的社会的に発展した歴史的な背景、本市における中小企業の重要性、条例を制定する直接的な目的を記述しています。

東大阪の地が、およそ2,000年前の弥生時代より、近畿地方有数の青銅器鑄物の産地であったことは、鬼虎川遺跡から銅鐸や銅剣の鑄型が出土したことで知られています。また、江戸時代の中甚兵衛氏の大和川の付け替えと新田開発に伴う河内木綿の生産、明治期には生駒山ろく地帯の水車動力による伸線産業の発展など今に続く地場産業の発展などの「東大阪らしさ」を表現しながら、多種多様な小規模企業者が集積する活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として全国的な地位を築き上げた本市の歴史を記述しています。

そして、これらの小規模企業者を中心とする中小企業が、本市の地域経済を支える重要な存立基盤であることを明記しています。本市が第2次総合計画で定めた目指すべき将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市」として、ますます発展するためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し協働して、本市の中小企業に関する施策を総合的に推進することが必要不可欠であるという条例を制定する直接的な目的を明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現したものです。

本条例は、東大阪市の中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者、市民の皆様を示すこととする、いわゆる理念条例と呼ばれるものです。中小企業者、大企業者、市民、関係団体の役割や市の責務、中小企業の振興のための施策等を定めるもので、中小企業の振興に対する市の基本方針となるものです。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

【解説】

条例の中で用いる用語の意義を定めたものです。ここでは、「中小企業者」、「小規模企業者」、「大企業者」、「関係団体」の定義について規定しています。

なお、本市の中小企業の大部分をなす小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人以下、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者)については、中小企業者に含まれます。また「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」とは、中小企業基本法に規定される個別具体の会社を指します。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体(以下「国等」という。)との連携を図りながら、推進されなければならない。

【解説】

中小企業基本法第3条に規定される基本理念に鑑み、本条例では、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を基本として、その上で本市の特徴である大都市圏に立地する産業集積の拠点という地域特性を活かした施策を、国、大阪府その他の公共団体との連携を図りながら、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し協働して共通の認識を持って推進するということを基本理念としています。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等を図るとともに、第9条に定める施策(以下「施策」という。)を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業者の努力について規定するものです。基本理念に規定されているとおり、中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を基本として、経営基盤(資金・設備・技術)の強化を図るとともに、雇用機会の確保、人材の育成(自社の従業員を育成、技術の継承や高度な技術を有する人材の確保)、従業員の福利厚生の実施等を図っていくことを挙げています。また、中小企業自らが中小企業振興のための施策について積極的に活用することで、中小企業の振興の推進に努めるとともに、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちづくりに配慮し、企業の社会的責任として、地域社会への貢献に努める内容となっています。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する大企業の役割について規定したものです。中小企業基本法第7条では「中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。」と規定されています。本条例でも、この考え方に沿って、大企業の役割として、中小企業者と積極的な交流を図り、助け合いながら共に地域経済の活性化に努めることを明確に規定する内容となっています。また大企業自らの社会的責任を自覚し、企業の社会的責任として、地域社会への貢献に努める内容となっています。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する市民の理解と協力について規定したものです。本市の都市経営上重要な存立基盤となっている中小企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出し、結果として豊かで住みよいまちの実現へとつながることを理解いただくとともに、市が実施する施策に協力を求めるものです。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、本市の産業振興に関係する大学や経済団体、金融機関や NPO 等の関係団体の中小企業に関する役割について規定したものです。本市の都市経営上重要な存立基盤となっている中小企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出し、結果として豊かで住みよいまちの実現へとつながることを理解いただくとともに、市が実施する施策に協力を求めるものです。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び関係団体の協働の推進に努めるものとする。

4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興のための施策を総合的に推進していくために、市が担うべき内容について規定しています。条例では、「市の責務」とすることにより、中小企業者の「努力」や市民の「協力」、大企業・関係団体の「役割」よりも強い位置付けとしています。

ここでいう「市」とは、普通地方公共団体である東大阪市におかれている執行機関としての市長だけではなく、教育委員会などの各委員会と議決機関の市議会も含めた東大阪市全体のことです。

この条例はいわゆる理念条例ですが、「市は、前条各号の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。」と規定することで、中小企業振興施策を実施していくために必要な予算の措置を行うという、実施条例的な考

え方を含むものとなっています。

同時に、基本理念を実現するため、市が国等との連携及び中小企業者、大企業者、市民、関係団体の協働の推進に努めることを明記しています。

また、優れた市内中小企業者の製品や技術力を、市の関係規定に則り、市が率先して調達することで、市内中小企業の受注の機会の増大を図ることを意図したものです。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【解説】

本規定は、基本理念に従い、条例の目的を達成するために本市で総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策を定めたものです。

①本市の特徴である大都市圏に立地する様々な産業の集積拠点を維持発展させるために必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

②本市では近年、大都市への近接性や利便さより、産業集積地における事業所跡地が住宅に転用され、住環境と操業環境との軋轢が生じています。本市の特徴である「モノづくりのまち」を維持していくために必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

③特徴ある製品の開発支援や、専門家による発注案件相談、特産物の普及活動などの販路開拓について、必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

④中小企業者の設備、技術、個人の有する知識及び技能などの経営資源の補完について、必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

⑤経営者の高齢化や後継者難を原因とする小規模企業者の廃業などの人材の育成・事業承継の課題に対し、必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

⑥中小企業だけでは解決が困難な課題のひとつである資金調達について、必要となる施策の展開を図る際のものとなる規定です。

なる規定です。

⑦中小企業者が、研究開発・事業化を通じて、新製品・新サービス等を創造する事業活動は、事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す可能性が高い活動である一方、様々な課題に直面することが多い活動と考えられます。そのため、この課題について、必要となる 施策の展開を図る際のもとになる規定です。

⑧グローバル化への対応という中小企業者にとっても避けることのできない課題に対し、必要となる 施策の展開を図る際のもとになる規定です。

⑨中小企業者の人材確保及び定着を図るため必要となる施策の展開を図る際のもとになる規定です。

⑩特徴ある製品や優れた企業の表彰などの情報を発信するため必要となる 施策の展開を図る際のもとになる規定です。

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。

3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

東大阪市中小企業振興会議の設置について定めるものです。振興会議は市長が諮問機関として設置する第3者機関としての役割を担い、法的には地方自治法(第138条の4)に規定される市長の附属機関として位置付けられます。振興会議は、市内中小企業者、学識経験者、公募による市民、経済団体、金融機関、行政など幅広い関係者によって構成され、本市中小企業の①動向に関すること ②施策の推進に関すること ③地域経済の活性化に関すること ④条例の見直し等に関することなどについて審議を行います。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

【解説】

中小企業振興に関する施策について、毎年その実施状況を市ホームページ等で公表するとともに、PDCA サイクル(Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善))を活用して、より効果的な施策展開を行うことを定めた規定となります。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。